

信濃川水系流域委員会下流部会 規約（案）

第1条（名称）

本会は、「信濃川水系流域委員会下流部会」（以下、「部会」という。）と称する。

第2条（目的）

部会は、「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下、「河川整備計画」という。）」の計画対象区間下流部における策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 部会は、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 部会は、河川整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

部会は、信濃川水系流域委員会規約第3条第2項に基づき、国土交通省北陸地方整備局長（以下、「局長」という。）が設置する。

- 2 部会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（部会長等）

部会には部会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は部会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（部会）

部会の招集は、局長より委任された信濃川下流河川事務所長（以下、「事務所長」という。）が行うものとする。

- 2 部会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。
- 4 部会は意見や審議結果について、信濃川水系流域委員会へ報告する。

第6条（情報公開）

部会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は部会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

本規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和2年 月 日より施行する。

信濃川水系流域委員会下流部会 委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
いいだ 飯田 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 准教授	
えとう 衛藤 俊彦	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	
さがら 相楽 治	特定非営利活動法人新潟水辺の会 代表世話人（理事）	
すずき 鈴木 聖二	元 新潟日報社 論説編集委員 室長	
なかむら 中村 美香	有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス 社長 特定非営利活動法人まちづくり学校 理事	
ねぎし 根岸 睦人	新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授	
ぼうだ 棒田 恵	新潟大学 工学部 工学科 助教	
まるい 丸井 英明	新潟大学 名誉教授	
やすだ 安田 浩保	新潟大学 災害・復興科学研究所 准教授	

(50音順、敬称略)